

## 産業保健への支援の在り方に関する検討会

## 第 1 回のまとめ

## 1 産業保健をとりまく現状と課題

(前回意見)

## &lt;事業場における労働衛生の現状&gt;

- ほとんどが労働者 50 人未満の小規模事業場である。
- 事業場規模が労働者数 50 人を境に段階的な格差が生じている。
- 労働者や事業主は健康問題に対し関心が低い。
- 小規模事業場は産業保健が貧弱であり、小規模事業場の産業保健の充実のための対策は重要。
- 事業主の産業保健の考え方が浅く、健康管理に目が届いていない。事業主健診の実施率向上の施策を講じる必要がある。
- 健康診断は実施義務があるが十分に守られていない。また、健診結果の医師の意見聴取、長時間労働者の面接指導等の罰則のない義務規定や努力義務規定の遵守状況もさらに不十分である。
- 派遣労働者等の非正規労働者から健診を受けていないという相談がある。これらの者にも着目すべき。

## &lt;産業医の活動&gt;

- 産業医が健診結果の指導等をきちんとやっていない例がある。産業医がきちんと活動することが必要。
- 産業医の活動の実態が把握できていない。産業医のデータベース化により実態が把握できるようにすべき。

(まとめ)

- 事業場の大部分は労働者 50 人未満の小規模事業場であるが、産業保健は労働者数 50 人を境に段階的な格差が生じている。小規模事業場は労働者の健康問題に対して関心が低く、産業保健が貧弱であり、労働者の健康管理は十分でない。
- 健康診断や健診後の事後措置、長時間労働者に対する面接指導など、労働者の健康確保のための措置を実施していない事業場も少なくない。健康診断については派遣労働者等の非正規労働者にも留意する必要がある。
- 産業医活動については、産業医による健診結果の指導等が十分に行われていない例があり、産業医活動の充実を図ることが必要である。

## 2 産業保健推進センター等産業保健への支援体制の現状と課題

### (前回意見)

#### <全般>

- 中長期的視点に立った継続的な産業保健活動ができるのか、絶えず不安と困難さを抱えている。
- 事業の質的担保の不透明さにより、都道府県での産業保健活動の格差が危惧されている。

#### <都道府県産業保健推進センター>

##### (産業保健推進センターと産業医)

- 推進センターの研修等は産業医によく活用されている。
- 推進センターと医師会とは連携が行われ、それぞれが実施する研修について、対象、内容、実施時期等の調整がなされている場合が多いが、中には関わりが薄い例もある。
- 医師会は、推進センターの運営協議会会長を医師会長等が務めるなど、推進センターの運営への協力を努めている。

##### (推進センターの統廃合の影響等)

- 推進センター廃止後の研修等への影響は、現時点では不明だが、従前どおり実施される見込み。ただし、マンパワー不足による研修会開催の調整の遅れなど影響が懸念される。
- 推進センターが廃止され連絡事務所となった後も、従前同様に連携が行われている。
- 連絡事務所を支援する推進センターは事務が増加したが、研修等への具体的な影響はないと思われる。
- 小さいセンターを統廃合するのは、平等性が担保されない。
- 推進センター統合により、医師のモチベーションが下がった。

##### (その他)

- 著作権の問題により情報資料の貸し出し業務が困難になったため、資料ビデオ

等の貸し出しが極端に減っている。

#### <メンタルヘルス対策支援センター>

- メンタルヘルス対策支援センター（以下、「メンタルセンター」という。）と医師会の連携等については、メンタルセンターが推進センター内において運営されていたことから、推進センターとの関係と同様であるが、状況は都道府県医師会によってさまざまである。
- 精神科医が少ないので、メンタルセンター事業を推進するのは困難との認識もっている。
- メンタルセンターに関しては、国をあげて自殺予防、メンタル対策に取り組むことは重要であるが、国の本気度が薄く疑問がある。
- 本年度、昨年度とは別の団体がメンタルセンター事業を受託実施しているが、今後、どう運営されていくか懸念している。

#### <地域産業保健センター>

- 国の方針がよく見えてこない。長期的にどういう方向性をもっていくのかよくわからない。度重なる制度変更で、実施体制の調整に混乱が生じている。
- 最近の急激な変更で、事業展開に大きな混乱が生じており、効率が非常に悪い。
- 個別訪問指導が事業のメインからはずされて、労働衛生の三管理のうち二管理が手薄になっている。
- 個別訪問指導においても、メンタル相談を実施するようという指導が出されているが、初めて会う従業員に対して、ストレスチェック票の結果のみでメンタル相談を行うのは無理がある。
- 地域産業保健センターの協力医が不足している。
- 事業が県単位になり、事務処理が多くたいへんである。
- 地区医師会と監督署が協力して事業を推進してきたが、都道府県単位になったことでそれが薄れてしまうのではないかと心配している。

## (まとめ)

### <全般>

○近年の変更により、中長期的視点に立った継続的な産業保健活動について不安と困難さがある。また、都道府県での産業保健活動の格差が危惧される。

### <都道府県産業保健推進センター>

○推進センターの研修等は産業医等に活用されている。また、推進センターの運営に関しては医師会が協力するなど連携が行われている。

○推進センター廃止後の研修等への影響は、現時点では明確ではないが、マンパワー不足による研修会開催への影響が懸念される。また、推進センター廃止により、医師のモチベーションが下がった。

### <メンタルヘルス対策支援センター>

○メンタルセンターに関しては、国をあげて自殺予防、メンタル対策に取り組むことは重要であるが、国の本気度が薄く思える。また、メンタルセンターは推進センター同様に医師会との連携が行われているが、その状況は都道府県医師会によってさまざまである。

### <地域産業保健センター>

○最近の急激な変更で、事業展開に混乱が生じ、効率が悪くなっている。また、国の長期的な方針や方向性がよくわからない。

○事業内容では、個別訪問指導が事業のメインからはずされるなど、労働衛生の3管理のうち2管理が手薄になっている。

○事業が都道府県単位になったために地区医師会と監督署の協力関係が薄れる懸念がある。

### 3 今後の産業保健への支援体制の在り方

#### (前回意見)

##### <全般>

- 小規模事業場の支援の制度を充実すべき。
- メンタルヘルスに関する事業は分けないで行うべき。
- 地域の実情に応じて事業実施者が裁量をもって取組めるようにすべき。
- 医師のボランティアにまかせることのないようにすることが望まれる。
- 産業保健推進センター（以下、「推進センター」という。）、メンタルヘルス対策支援センター及び地域産業保健センターの3つのセンターはよく連携して統括的に運営されることが望まれる。

##### <地域産業保健センター>

###### (事業の在り方、委託方式等)

- 小規模事業場の労働者の健康管理は重要。そのため、地域産業保健センターは、地域のニーズを踏まえたきめ細かいサービスを提供できる事業となるような条件整備が必要。
- 地域産業保健事業は地域に根付いた活動が必要。地域の特性に応じた事業内容を構築できるよう、労働局が監督署単位で契約して実施していく方式に戻したほうがよい。
- 小規模事業所に対する労働行政の基本的な中長期的な考え方を示すべき。それを検証しながら、医療者側と協議しながら進めていくことが必要である。

###### (行政の関与等)

- 事業実施に当たっては、労働行政との連携が重要である。
- 小規模事業場への指導については、労働局が第一義的な責任をもって、主体となって推進すべきである。労働行政が浸透していないのが今の産業保健が滞っている原因のひとつと考えている。
- 事業を進めるにあたっては、事業実施現場に対する行政のきめ細かい配慮が必要である。

## <その他関連>

- 産業保健への支援の進め方について、現場の声をもっと聞くべき。
- 事業の推進担当者は能力や専門性のある者が制約を受けず就くことができるべきである。
- 事業場規模が労働者数 50 人を境に段階的な格差が生じている。産業医選任、衛生管理者選任の労働者数 50 人の区切りをもっと下げて、小規模の事業場の産業保健の充実を図るべきである。
- すべての労働者に産業医が関わる制度を目指すべきである。
- 作業環境測定に基づく作業環境管理や作業管理（騒音、腰痛、熱中症など）の推進のため、義務化等対策の強化を図るべきである。

## (まとめ)

- 小規模事業場の労働者の健康管理は重要であり支援を充実すべきである。小規模事業所に対する支援の中長期の基本的な考え方を示し、関係者がそれを検証しながら進めていくことが必要である。
- 産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センター及び地域産業保健センターの3つの事業はよく連携して統括的に運営されることが望ましい。また、メンタルヘルスに関する事業は分けないで行うべきである。
- 地域産業保健センターは地域に根付いた活動が必要。そのため、地域の実情に応じて事業実施者が裁量をもって取組めるようにするなど、地域のニーズを踏まえたきめ細かいサービスを提供できる事業となるような条件整備が必要である。地域の特性に応じた事業内容を構築できるよう、契約単位の見直しについても検討すべきである。
- 地域産業保健事業の実施に当たっては行政との連携及び行政のきめ細かい配慮が必要である。小規模事業場への指導については、行政が第一義的な責任をもって主体となって推進すべきである。